

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2021年1月25日現在

～2021年1月24日

2021年1月25日～

目次（略）	目次（略）
第1章～第14章（略）	第1章～第14章（略）
別記（略）	別記（略）
	<p>附 則（令和3年1月12日 P S 事推第00731431号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和3年1月25日から実施します。</p>
	<p>（経過措置）</p> <p>2 当社は、令和3年1月25日から令和3年4月30日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。）と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年7月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り ます。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。</p>

～2021年1月24日

2021年1月25日～

<u>区分</u>	<u>基本額の減額（月額）</u>	
	<u>初回定期利用期間満了 月まで</u>	<u>初回定期利用期間満了 月の翌月以降</u>
<u>(ア) タイプ8のコース1のプ ラン1～3及びプラン13～15</u>	<u>1,550円（1,705円）</u>	<u>1,200円（1,320円）</u>
<u>(イ) タイプ8のコース1のプ ラン4～12及びプラン16～24</u>	<u>1,300円（1,430円）</u>	<u>1,200円（1,320円）</u>
<u>備考</u>		
<u>1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。</u>		
<u>2 本定期利用に係る第2種契約者は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）の(24)欄の力に規定する定期利用への変更の請求を行うことはできません。</u>		

～2021年1月24日	2021年1月25日～
	<p><u>(1) 本項の定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月ごととします。</u></p> <p><u>(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービス）に限り、以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。</u></p>
	<p><u>（注）本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html）において掲示することとします。</u></p>
	<p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
	<p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>